

令和5年度みやぎフレイル予防普及啓発事業実施業務 委託仕様書

1 委託業務の名称

令和5年度みやぎフレイル予防普及啓発事業実施業務

2 委託期間

契約締結の日から令和6年3月31日（日）まで

3 委託業務の目的・趣旨

県民に対し「自立支援」「介護予防」「フレイル予防」の正しい知識と理解に係る啓発及び市町村が実施する介護予防事業の後方支援を行うことにより、高齢者の健康及び社会参加の促進を図っている。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、外出頻度が減少した高齢者が、フレイル（虚弱）、プレフレイル（フレイルの前駆状態）になることを予防するため、各市町村で広報誌及びホームページ、SNS等により広報・周知を行っているところであるが、より効果的な介護予防を推進するために、県民に対して普及啓発を図ることが必要である。

このため、高齢者やその家族等に広く広報・周知することにより、フレイル予防、プレフレイル予防について、正しい知識と理解を広め、自ら予防に取り組むことができるよう普及啓発を図るもの。

4 委託業務内容等

フレイル予防及びプレフレイル予防、社会参加促進に関する普及啓発を目的に、次のことを実施する。

(1) 認知向上・意識定着のための情報発信

テレビ番組やSNSなどのマスメディア、ソーシャルメディアを活用し、広く一般県民（特に中年期（45歳以上）、高年期（65歳以上））に対して、フレイル予防及びプレフレイル予防、社会参加促進に関する肯定的なイメージを持たせるための露出を行うこと。なお、活用媒体、期間及び回数等については、訴求効果が高くなるように提案すること。

(2) DVDの作成

受注者は、高齢者を含む県民向けの映像を制作すること。

制作された映像は、宮城県WEBサイト等での公開や記録媒体（DVD）等での配布を行うものであるから、これらが可能であるよう、受注者において必要な調整を行うこと。また、映像の内容が（1）により制作された映像と同一であっても差し支えない。

なお、必要となる経費（構成台本の作成、映像の企画・構成、音響制作、ナレーシ

ョン、テロップ、アニメーション・イラストの制作、動画及び写真撮影、編集、肖像権・著作権の使用料の支払い、映像の制作及び当該映像が収められたDVDの制作、制作物の納品など）は全て委託金額に含むものとする。また、本動画は発注者において、一般県民の介護予防を目的とした自治会や各種サークル活動など高齢者が集う場で活用するものであることから、一般県民が理解しやすく取り組みやすい内容となるよう工夫すること。

また、令和4年度に作成したフレイル予防普及啓発DVDを増刷することでも差し支えない。

(3) リーフレットの作成

フレイル予防及びプレフレイル予防、社会参加促進に関する普及啓発に役立つリーフレットを次のとおり作成すること。

イ 規格

A4サイズ、4色フルカラー

ロ 掲載する内容

高齢者を含む県民向けのフレイル予防及びプレフレイル予防、社会参加促進に関する内容とするとともに、次の内容を含むこと。また、本リーフレットは発注者において、一般県民の介護予防を目的とした自治会や各種サークル活動など高齢者が集う場で活用するものであることから、一般県民が手に取りやすい内容となるよう工夫すること。

なお、必要となる経費（原稿の作成・レイアウト・イラストの作成・納品など）の全てを委託金額に含むものとする。

(イ) フレイルの正しい理解に関すること

フレイルとは、フレイルのチェック、フレイル予防など

(ロ) フレイル予防の実践に関すること

心身活動（運動）、栄養、服薬管理、認知症、社会的処方、当事者の視点、社会参加など

(ハ) 高齢者の社会参加の促進に関すること

住民主体の通いの場、ボランティア活動、就労など

5 業務の基本方針

- (1) 業務目的を踏まえ、効果が最大となるように配慮すること。
- (2) 業務の目的に沿った業務実施の方向性を設定すること。
- (3) 業務の進捗状況は、発注者に随時報告し、協議しながら業務を進めること。

6 業務完了報告書

本業務完了後、事業の実施状況等の実績を、写真等とともに掲載した任意様式の実施報告書を作成し、速やかに発注者へ提出すること。本業務で作成した各種報告書、企画配布

物、広報物等についても、成果物として業務完了報告書に添付すること。

(1) 提出形式：紙媒体1部

(2) 提出先：宮城県保健福祉部長寿社会政策課地域包括ケア推進班

7 契約に関する条件等

(1) 成果物の利用（二次利用等）

本業務による成果物の著作権は発注者に帰属するものとし、また、発注者は、本業務の成果物を、自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。

(2) 機密の保持

受注者（再委託により受注した者を含む。以下同じ。）は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失及び毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(3) 個人情報の保護

受注者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守しなければならない。

(4) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせることはできない。ただし、業務を効果的に行う上で必要と思われる業務については、書面により発注者の承諾を得て、業務の一部を委託することができる。

8 その他

仕様書に明示のない事項又は疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上決定する。